

静岡労働局発表
令和 7 年 7 月 23 日

頭撮り可

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室 長 藤原 典子
賃金指導官 佐藤 健司
(電話) 054 - 254-6315

静岡県最低賃金の改正審議について ～ 静岡地方最低賃金審議会を 8 月 12 日に開催します～

- 1 令和 7 年 8 月 12 日（火）今年度 2 回目となる静岡地方最低賃金審議会が開催されます。
- 2 議事は、以下を予定しています。
 - 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について
 - 最低賃金法第 25 条 5 項の規定に基づく関係労使の意見聴取について
 - 特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問
 - その他
- 3 本審議会を経て静岡県最低賃金専門部会が行われることとなり、静岡県最低賃金の改正は本格的な議論に入ります。
- 4 静岡地方最低賃金審議会の開催日時等は次のとおりです。

日時：令和 7 年 8 月 12 日（火） 13 時 00 分

場所：静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 4 階 共用大会議室
- 5 一般の方の傍聴申し込みについては、静岡労働局ホームページをご確認ください。
- 6 取材を希望される方は、必ず、令和 7 年 8 月 5 日（火）17 時までに、静岡労働局賃金室の担当まで電話連絡願います。

申込先

静岡労働局 賃金室 担当 藤原、佐藤

電話 054-254-6315

注意事項

会議冒頭に限り撮影することができますが、審議中の写真撮影、ビデオ撮影、録音することはできません。